

## 田原市農業近代化資金利子補給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、田原市に在住する農業者等に対し融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、融資機関の貸付けた農業近代化資金に利子補給をすることにより、農業近代化の促進に寄与することを目的とする。

### (法律等の適用)

第2条 この要綱で定めるもののほかは、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）及び同法施行令（昭和36年政令第346号）並びに愛知県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年愛知県規則第16号）等によるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において「農業者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 前3号に掲げる者のほか、これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「政令」という。）第1条で定めるもの

2 この要綱において「融資機関」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1号第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会
- (4) 農林中央金庫
- (5) 銀行及び信用金庫

### (農業近代化資金及び利子補給承認)

第4条 農業近代化資金の種類、償還期限、据置期間、償還方法及び利率は、愛知県農業近代化資金利子補給規則の別表第1、別表第2に掲げるとおりとし、当該農業近代化資金については愛知県知事より利子補給の承認があり、当該融資機関より貸付決定されたものについて予算の範囲内で利子補給を行う。

### (利子補給率)

第5条 農業近代化資金の利子補給率は年1パーセント以内、利子補給期間は1年以内とする。

### (利子補給金の交付申請)

第6条 融資機関は当該農業近代化資金について利子補給金の交付を受けようとするときは、第4条の

承認を受けたもののうち4月1日から同年9月30日まで（以下「前期」という。）に貸付実行されたものについては翌年10月10日までに、また10月1日から翌年3月31日まで（以下「後期」という。）に貸付実行されたものについては翌々年4月10日までに、田原市農業近代化資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に利子補給内訳書（様式第2号）並びに委任状（様式第5号）を添え市長に提出しなければならない。

（利子補給金の決定及び通知）

第7条 市長は利子補給金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは融資機関に利子補給金交付決定書（様式第3号）により通知しなければならない。

ただし、交付決定により補給金は確定されたものとみなし、確定通知は、省略することができる。

（利子補給金の交付）

第8条 市長は利子補給金交付決定後に融資機関の利子補給金請求書（様式第4号）の提出により、利子補給金を交付するものとする。

（農業近代化資金の貸付け及び償還の報告）

第9条 融資機関は利子補給の承認を受けた農業近代化資金を当該農業者等に対して貸付けたとき、及び当該農業者等から当該貸付資金の償還があったときには、すみやかにその旨を市長に報告しなければならない。

（利子補給金の振込）

第10条 融資機関は当該農業近代化資金について利子補給金の交付を受けたときは、15日以内に当該農業者等の個人口座へ振込み、振込完了報告書（様式第6号）によりこれを市長に報告しなければならない。

（利子補給金の計算方法）

第11条 利子補給金の額は、前期及び後期それぞれの期間における農業近代化資金につき、その期間中の毎日の貸付最高残高を合算した額をその年の日数で除して得た額に、第5条に定める利子補給率を乗じて得た額とする。

2 前項の利子補給金の額の計算の基礎となる毎日の貸付最高残高には、当該農業近代化資金の償還期限を経過した未償還を含まないものとする。

（利子補給金の交付の取消し）

第12条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは農業近代化資金の利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 借入者が当該貸付資金をその目的以外の目的に使用したとき、又は農業者等でなくなったとき。
- (2) 融資機関が愛知県知事の利子補給の承認を受けた日から1ヶ月以内に当該資金を貸付けず、又は承認を受けた当該農業近代化資金の貸付要件に違反して農業者等に貸付けたとき。
- (3) 融資機関が農業近代化資金利子補給承認申請書に偽りの記載をして、当該貸付資金について利子補給の承認を受けたとき。

(延滞金)

第13条 融資機関が前条の定めにより利子補給金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、その期限の翌日から納付の比較に応じ未納額100円につき14.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を納付しなければならない。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは延滞金の全部又は一部を免除することができる。

2 延滞金の計算の基礎となる未納額が100円未満であるときは、前項の定めを適用せず、またその未納付額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てて計算する。

(報告及び調査)

第14条 市長は、利子補給を行う農業近代化資金について必要があるときは、融資機関に対し報告を求め当該貸付資金に関する融資機関の帳簿書類を調査することができる。

(要綱の改正)

第15条 農業近代化資金関係法律省令並びに愛知県近代化資金利子補給規則等の改正があった場合は、この要綱を改正することができる。

第16条 この要綱に定めのないものについては、田原市補助金交付要綱による。

(補助金の終期)

第17条 補助金の終期については、平成32年度に第4条の承認を受けたものまでとする。ただし、第2条の法令に改正等があった場合は、それに従う。

附 則

この要綱は、昭和46年10月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

2 この要綱の施行前に貸付決定された利子補給対象者ごとに適用される利子補給率については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この要綱は平成17年10月1日から適用する。

(渥美町の編入に伴う経過措置)

2 渥美町の編入日前に渥美町農業近代化資金利子補給要綱の規定によりされた処分、手続その他の行

為は、この要綱の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年3月31日から施行する。

様式第1号

## 田原市農業近代化資金利子補給金交付申請書

第 号  
年 月 日

田原市長 殿

(申請者)

融資機関 所在地  
名 称  
代表者氏名

年度（前期・後期）分の農業近代化資金利子補給金の交付を申請します。

記

1 利子補給金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(添付書類)

- 1 利子補給金内訳書
- 2 委任状

様式第3号

## 田原市農業近代化資金利子補給金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付け第 号で交付申請のあった 年度田原市農業近代化資金利子補給金（ 分）については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 利子補給金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 この補給金の対象となる事業及びその内容は 年 月 日付け第 号による申請書記載のとおりとする。
- 3 交付条件  
融資機関は、当該間接補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を間接補助事業終了の翌年度から起算して10年間、整備保管しておかなければならない。

様式第4号

## 利子補給金請求書

第 年 月 日 号

田原市長 殿

融資機関 (所在地)  
(名称)  
(代表者氏名)

印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった田原市農業  
近代化資金利子補給金( 分)を下記のとおり請求します。

### 記

1	補給金交付決定(確定)額	金	円
2	概算・前金受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円

様式第5号

## 委任状

融資機関（所在地）

（名称）

（代表者氏名）

印

私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

記

田原市から支払を受ける農業近代化資金利子補給金の請求並びに受領する一切の権限。

年 月 日

住所

氏名

印



様式第6号

年 月 日

田原市長

殿

融資機関（所在地）  
（名称）  
（代表者氏名）

印

## 振込完了報告書

金 \_\_\_\_\_ 円

上記金額を農業近代化資金利子補給金（ 期分）として

\_\_\_\_\_外 \_\_\_\_\_名に \_\_\_\_\_年 月 日付で

当該個人口座へ振込みました。